

令和5年5月8日

生産性向上支援訓練ご利用のみなさま

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
滋賀支部 滋賀職業能力開発促進センター
生産性センター業務課長

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う
令和5年5月8日以降の取扱いについて

1 基本的な感染対策の考え方

(1) マスクの着用

個人の主体的な選択を尊重し、個人の判断に委ねます。講師等も同様の取り扱いとなります。
なお、新型コロナウイルス感染症に感染した場合は、政府方針により発症後10日間が経過するまでは不織布マスクの着用が推奨されています(※)。

(2) その他の感染対策

以下については、基本的な感染症対策や安全衛生の観点から引き続き実施します。
ご理解のうえ、ご協力くださいますようお願いいたします。

- ・手洗い等の手指衛生
- ・換気

2 位置づけ変更後の新たな変異株出現等への対応

位置づけ変更後にオミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどして、政府から、
新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第18条第1項に規定する基本的
対処方針に基づく要請がなされた場合は、対応について別途お知らせします。

※ 厚生労働省「感染症法上の位置づけ変更後の療養に関する Q&A」

Q2: 新型コロナウイルス感染症にかかったら、どのくらいの期間外出を控えればよいのでしょうか？

(1) 外出を控えることが推奨される期間

・特に発症後5日間が他人に感染させるリスクが高いことから、発症日を0日目(※1)として5日間
は外出を控えること(※2)、

かつ、

・5日目に症状が続いていた場合は、熱が下がり、痰や喉の痛みなどの症状が軽快して24時間
程度が経過するまでは、外出を控え様子を見ること
が推奨されます。症状が重い場合は、医師に相談してください。

(※1) 無症状の場合は検体採取日を0日目とします。

(※2) こうした期間にやむを得ず外出する場合でも、症状がないことを確認し、マスク着用等を徹底してください。

(2) 周りの方への配慮

10日間が経過するまでは、ウイルス排出の可能性があることから、不織布マスクを着用したり、
高齢者等ハイリスク者と接触は控える等、周りの方へうつつさないよう配慮しましょう。発症後10日
を過ぎても咳やくしゃみ等の症状が続いている場合には、マスクの着用など咳エチケットを心が
けましょう。

以上